

**三重県司法書士会による  
相続に関する出前講座のお知らせ**

相続についての理解を深めることにより、円滑な財産の継承を図ることができます。この出前講座は、司法書士を講師として派遣し、「相続」の基本などのテーマについて講義を行います。勉強会・研修会などにぜひご利用ください。

**講義内容** ▼相続人と相続分 ▼遺言 ▼相続人が行方不明。どうすればいい? ▼こんな人は相続できない ▼寄与分 ▼生前の贈与「特別受益者」とは ▼相続人が未成年のとき ▼養子縁組と相続 ▼不動産の相続登記  
※参加無料。申込方法など詳しくは、電話で問い合わせ先へ

☎ 三重県司法書士会 ☎ 059-224-5171

**「平成28年経済センサス-活動調査」回答はお済みですか?**

6月1日現在で全国一斉に、全ての事業所・企業を対象に「平成28年経済センサス-活動調査」が実施されています。

インターネット及び調査票でご回答をいただきました事業所・企業の皆さまありがとうございました。

回答がお済みでない事業所・企業の皆さまは、調査票でのご提出をお願いします。



イメージキャラクター  
ビルクんとケイちゃん

☎ 情報政策室 ☎ 63-7348

**歴史や文化から話題のテーマまで  
美旗市民大学講座受講生募集**

開催日/テーマ/講師

▼7月19日(月)「名張人のルーツ」～夏見下川原遺跡～/門田了三(市郷土資料館職員)



下川原遺跡出土土器棺蓋

▼8月29日(月)/

「もっと知りたい!電力自由化と暮らしの中の新エネルギー」/県雇用経済部エネルギー政策・ICT活用課職員

▼9月24日(土)「神君伊賀越えと服部半蔵」/池田裕さん(伊賀忍者研究会)

▼10月11日(日)館外学習「いざ!家康公と服部半蔵生誕の地へ」/愛知県岡崎市と伊賀八幡宮を見学します

▼12月11日(日)「江戸時代前期における藤堂藩の民政の展開と藩政機構-新田開発・俵約令などをめぐって-」/東谷智さん(甲南大学教授)

▼平成29年3月22日(日)現地学習「郷土資料館と柏原城跡」/門田了三(市郷土資料館職員)



柏原城跡(赤目町柏原)



いずれも午後1時30分～3時30分

場所 美旗市民センター

◎参加無料。申込不要※10月と3月のみ要申込。詳しくは、電話で問い合わせ先へ

☎ 美旗市民センター ☎ 65-3007

**名張市立病院で勤務する  
「臨時管理栄養士」を募集**

業務内容 栄養指導・配膳確認・献立表作成など  
時給 1,310円～1,470円

採用予定人数 1人

勤務開始日 8月1日(日)

必要な免許・資格 管理栄養士

応募 履歴書に、管理栄養士の資格証の写しを添えて直接または郵送(〒518-0481 百合が丘西1-178)で問い合わせ先へ

☎ 市立病院事務局 総務企画室

☎ 61-1100

**耐震・バリアフリー改修などで、  
固定資産税を減額**

①耐震改修で、翌年度分が2分の1減額

【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼昭和57年1月1日以前から存在する住宅

▼現行の耐震基準に適合するように改修された住宅

▼1戸あたりの耐震改修工事費が50万円以上

▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅

②バリアフリー改修で、翌年度分が3分の1減額

【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼平成19年1月1日以前から存在する住宅のうち新築された日から10年以上経過したもの

▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上

▼65歳以上の人、要介護認定・要支援認定を受けている人、障害のある人が居住

▼自己負担額が50万円以上

▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅

▼平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸を除く)

③省エネ改修で、翌年度分が3分の1減額

【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸を除く)

▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上

▼窓の断熱改修工事(必須)と、これに併せて床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事を行った住宅

▼自己負担額が50万円以上

▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅

※上記①～③について該当家屋が併用住宅である場合、その他条件がありますので詳しくは、問い合わせ先へ

④認定長期優良住宅で新築の場合、翌年度から5年間は、2分の1減額

【新築工事の完了日から翌年の1月31日までに申請を】

要件 ▼長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による認定を受けて、平成30年3月31日までに新築工事が完了する住宅

☎ 課税室 ☎ 63-7437

**年金  
通信**

**国民年金保険料の免除制度**

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定基準を下回る場合、申請により保険料が全額または一部免除されます。

**免除の対象となる所得の目安**

世帯構成	全額免除	一部免除		
		4分の3免除 保険料:4,070円	半額免除 保険料:8,130円	4分の1免除 保険料:12,200円
3人扶養【夫婦・子2人】	162万円	230万円	282万円	335万円
1人扶養【夫婦のみ】	92万円	142万円	195万円	247万円
扶養なし【単身】	57万円	93万円	141万円	189万円

◎世帯の状況により異なりますので、あくまでも目安としてご参照ください。

◎申請時期により前々年の所得で審査を行う場合があります。

◎学生は「学生納付特例」の手続きをしてください。

**●ただし、全額納付に比べ、将来の老齢基礎年金額が少なくなります**

10年以内であれば、後から保険料を納められます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額が上乗せ

されます。なお、一部免除後の保険料を支払わなかった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

**●平成28年度(7月～平成29年6月分)の申請は、7月から市役所1階保険年金室で受付**

平成27年度の免除承認通知(はがき)で継続申請が承認(期間延長承認など)されていれば、平成28年度の申請は不要です(8月中旬～10月頃に審査結果を送付)。

7月1日以降に申請が必要な人は、継続審査を希望しなかった人や一部免除が承認さ

れていた人、免除が却下された人です。

▼平成26年4月から、申請時点2年1ヵ月前までさかのぼって申請できるようになりました。

▼審査に必要なため、所得金額により税申告をお願いする場合があります。

**年金相談**

日時 7月12日(火)・26日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)

場所 産業振興センターアスピア(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445